

令和5年度 重点事業要望の要望事項について

1. 要望事項件数

最重点要望 10件
 重点要望 11件 計 21件

2. 前年度との比較

(前回) ● -----> (今回)

区分	4年度要望	新規	区分変更	取りやめ	5年度要望	増減
最重点要望	11	1	1 ▲1	▲2	10	▲1
重点要望	11	3	▲1 1	▲3	11	0
計	22	4	0	▲5	21	▲1

【内 訳】

(1) 新規事項：4件

(最重点) ○ 八戸市体育館の建て替えに係る財源確保について

⇒ 平成31年3月に策定した「八戸市体育施設整備に関する基本方針」において最重点で取組むこととしている八戸市体育館の建て替えにあたり、市が補助率の高い有利な制度を活用できるよう、社会資本整備総合交付金等の財源確保に向けた国への働きかけについて、新規に要望するもの。

(重 点) ○ 農業・畜産業及び水産業の持続可能な経営・発展のための物価高騰対策等に関する支援について

⇒ 原油価格の高騰やウクライナ情勢の影響により、燃油を始めとした物価高騰が、農業・畜産・水産事業者の経営を圧迫していることから、価格高騰対策のセーフティネット事業に参加している事業者の負担軽減、及び畜産配合飼料、肥料の安定確保に係る対策への更なる支援について、新規に要望するもの。

(重 点) ○ 地域医療への支援の充実について

⇒ 県立中央病院と青森市民病院の統合・新設にあたり、県内唯一の県立総合病院としての責務を十分に引き継ぐとともに、統合を契機に更なる機能強化を図り、全県を対象とした高度・専門・政策医療の拠点として、当地域の医療機関とも連携しつつ、地域医療への支援の充実を図るよう、新規に要望するもの。

- (重点) ○ 売市第三地区土地区画整理事業の代替整備計画調査及び整備への支援について
- ⇒ 売市第三地区における土地区画整理事業の代替整備を進めるにあたって、土地区画整理事業の都市計画決定の変更など事務手続きが多岐にわたるとともに、市が策定する代替整備計画に係る詳細な調査が必要となるため、売市地区における土地区画整理事業の都市計画変更に向けた手続きについての技術的支援と代替整備計画の策定に係る調査への財政的支援について、新規に要望するもの。

(2) **区分変更**事項：2件

(重点) → (最重点)

- 北海道・北東北の縄文遺跡群 構成資産「史跡是川石器時代遺跡」の整備について
- ⇒ 令和3年7月の世界遺産登録を機に、増加傾向にある観光客の受入態勢の整備や史跡是川石器時代遺跡の魅力を最大限に活かすための整備が急務であることから、県独自の史跡整備事業に対する補助制度の新設と、北東北隣接県並みの補助率での支援を強く要望するため、要望区分を重点要望から最重点要望へ変更するもの。

(最重点) → (重点)

- 文化芸術振興のための総合的な支援について
- ➡ 文化芸術振興に係る取組への支援について
- ⇒ 令和4年度の具体的な要望内容のうち、「県立文化施設（仮称）八戸芸術パークの検討再開」については、長期的な視点で捉えるとの県の処理方針を受け、八戸市公会堂の建替え時期を勘案しつつ、地域住民の意見等を踏まえながら、文化施設に必要となる機能を整理した上で、改めて県立施設の整備を要望することとし、本要望から削除する。また、要望内容の変更により、要望事項の名称を「文化芸術に係る取組への支援について」に変更するとともに、要望区分を最重点要望から重点要望へ変更するもの。

(3) **取りやめ**事項：5件

(最重点) ○ 県立がんセンターの整備について

- ⇒ 県の処理方針において、県立中央病院を中核として、各地域のがん診療拠点病院等との連携によりがん医療の充実を図る体制としている中、新たに県立がんセンターを整備する考えがないとの回答が継続して示されていることから要望内容を見直し、新たに「地域医療への支援の充実」について要望することとしたため、取りやめるもの。

(最重点) ○ 地域間格差のない医療の確保について

⇒ 県の処理方針において、病院経営に関しては、それぞれの設置主体が自主的に健全化を推進すべきであり、経営に対する財政支援は行わないとの回答が継続して示されていることから要望内容を見直し、新たに「地域医療への支援の充実」について要望することとしたため、取りやめるもの。

(重点) ○ 電源立地地域対策交付金を活用した各地域が希望する事業の実施と県事業に係る地域間格差の是正について

⇒ 県の処理方針において、県事業全般について、県土の均衡ある発展に十分配慮し実施しているところであり、今後も交付金を含めた様々な財源を効果的に活用の上、引き続き、その成果が全県域に及ぶよう努めていくとの考えが示されたことから、取りやめるもの。

(重点) ○ 青森県環境影響評価条例における畜産施設規模要件の緩和について

⇒ 県の処理方針において、畜産施設の立入検査及び排水や悪臭調査等の状況から、現状の規模要件を緩和できる状況にないこと、及び5年後を目途として再度調査、確認する旨の回答が示されたことから、早期の要望実現が見込めないため、取りやめるもの。

(重点) ○ 特別支援教育に関する体制整備について

⇒ 県の取組により、特別支援学校免許状所持者の採用者数の割合が年々増加傾向にあるとともに、新たに特別支援学校教諭免許状を取得する教員もあることから、中長期的な視点で本要望の達成が見込まれるため、取りやめるもの。